

グループB 自ら学び続ける教職員研修支援事業 Q&A

Q1 申請に際して、各所属校の管理職に了解を得る必要はありますか。

A1 公務内の活動ですから、各所属校管理職(校長)の了解が必要です。

Q2 研修にあたり、注意することはありますか。

A2 活動に際しては、研修主事等の代表者だけでなく全員が事業の目的等を確認した上で、研修をすすめてください。

Q3 申請すれば、すべて予算はもらえますか。

A3 本事業は、公務内の研修を前提としています。その上で、

- ① 提出された活動計画書等から、目的性、計画性、継続性、独自性、還元性の5つの観点で審査し、県全体の予算の範囲内で、採択の可否を決定します。
- ② 審査の結果、決定通知を受け取ったグループが対象です。交付決定に際しては対象の経費を審査します。活動に伴う講師謝金や旅費、研修活動の交通費に対して支援します。構成員が調査・視察等に行くための交通費は支援されますが、宿泊費は対象外です。当該グループが開催する場合の交通費や宿泊費も対象外です。
- ③ 小学校・中学校・義務教育学校(以下小中義)と高等学校・特別支援学校(以下高特)では、書類の提出先(小中義:各地区の教育事務所、高特:教育研修課)が異なります。注意してください。

Q4 高教研、中教研、小教研等、すでにある団体の活動と兼ねて申請することはできますか。

A4 すでに組織的な活動を行っている団体や、他の助成金を受けている活動は対象外です。

Q5 申請校が主催する研修会等に、他校の教職員が参加してもよいですか。

A5 申請校の校長と、参加を希望する申請校以外の校長とが共に認めれば、申請校以外の教職員も公務として参加することができます。ただし、本事業から交通費等の経費を支払うことはできません。

Q6 支援事業の対象となった活動は、その成果をどのように還元すればよいですか。

A6 県教育委員会では、10月の研修主事研修で中間報告として他のグループと交流する場を、次年度には成果報告をする場を設定しています。各グループにおいても校内外で発表するなど積極的に成果を還元してください。

Q7 報償費等はどのように支払われますか。

A7 市町村立学校と県立学校とで支払い方法が異なります。市町村立学校は、教育研修課から、研修の講師等に直接支払います。県立学校は、各学校へ令達しますので、各学校から支払ってください。

Q8 直接執行とはどのような流れですか。

A8 事業1か月前までに、実施要項、依頼文(講師名、役職、時間、報償費がわかるもの)を教育研修課の担当者へ電子メールで提出してください。その後、事業当日までに教育研修課で作成した旅費請求書(PDF)を該当校に送付しますので、事業当日に研修講師本人のサインをもらい、速やかにその旅費請求書を教育研修課へ郵送で提出してください。その後、教育研修課から講師へ経費を直接支払います。